及び同法第三十二条の二第一項に規定する特定製造事業者等とみなして、同条第二項において準用する同法第七条から第九条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第三十二条の九から第三十二条の十三まで及び第三十二条の十五の規定並びに同法第三十二条の十六（同法第三十二条の九から第三十二条の十一まで、第三十二条の十二第一項、第三十二条の十三及び第三十二条の十五に係る部分に限る。）の規定（当該規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（製品の所有者への周知）

第三条　この政令の施行前に除外対象製品の製造又は輸入をその事業として行った者（当該事業の全部の譲渡しがあり、又は当該者について相続、合併若しくは分割（当該事業の全部を承継するものに限る。以下この条において同じ。）があったときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人）は、その製造又は輸入に係る除外対象製品（前条に規定するもの並びにこの政令の施行前に消費生活用製品安全法第三十二条の十五の規定による点検が行われたもの及びその点検期間が経過しているものを除く。）の所有者（当該事業者が当該除外対象製品に係る同法第三十二条の四第三項に規定する所有者情報を保有するものに限る。）に対して、当該除外対象製品が特定保守製品から除外されたことについて周知をしなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　菅　義偉

計量法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年七月二十七日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百十五号

計量法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第二条第四項、第十六条第一項、第百五十八条第一項及び第百六十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（計量法施行令の一部改正）

第一条　計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「自動はかり」の下に「のうち、目量が十ミリグラム以上であって、目盛標識の数が百以上のもの」を加える。

第五条第三号ニ中「自動捕捉式はかり」の下に「のうち、ひょう量が五キログラム以下のもの」を加える。

（計量法関係手数料令の一部改正）

第二条　計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

ひょう量が五キログラム以下のもの	六万七百円
ひょう量が二十キログラム以下のもの	六万四千百円
ひょう量が百キログラム以下のもの	八万六千二百円
ひょう量が百キログラムを超えるもの	八万七千八百円

を

ひょう量が五キログラム以下のもの	四万八千円
ひょう量が二十キログラム以下のもの	五万千四百円
ひょう量が百キログラム以下のもの	七万三千六百円
ひょう量が百キログラムを超えるもの	七万五千二百円

に改め、同号ロ(4)(i)中

ひょう量	四万八千円

を

ひょう量	四万八千円

に改め、同号ロ(4)(ii)中

ひょう量が六百グラムを超えるもの	六万七百円

を

ひょう量が六百グラムを超えるもの	四万八千円

に改める。

別表第四第十三号イ中「四十六万七千二百円」を「六十八万三千七百円」に改め、同号ロ中「五十二万七千二百円」を「七十万六千百円」に改める。

（計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部改正）

第三条　計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

附則別表の一の項を削り、同表の二の項を同表の一の項とし、同表に次のように加える。

二　自動捕捉式はかり	令和六年四月一日	令和九年四月一日	平成三十一年四月一日

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　菅　義偉

省令

○経済産業省令第六十二号

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百十四号）の施行に伴い、並びに消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の二第一項第二号及び第三十二条の十五の規定に基づき、経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令を定める。

令和三年七月二十七日　経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定保守製品に関する省令（平成二十年経済産業省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
第一条・第二条　［略］	**第一条・第二条**　［略］
（点検通知に関する経過措置）	
第三条　消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百十四号）附則第二条の規定により適用される法	［新設］